【小規模修繕登録を行う申請者用】

※小規模修繕登録を行う申請者用となります。小規模修繕登録は市内に本社がある、又は大仙市内に住所を置く者のみ申請可能であり、それ以外は申請できませんのでご注意願います。なお、併せて物品調達、役務の提供、契約希望業者への申請も可能です。
　申請に必要な書類は新規、継続によって異なります。なお、定期受付又は随時受付を問わず、令和７・８年度適用大仙市契約業者有資格者名簿に登載された者は「継続」の申請となります。

■共通分、個別分

表中の「◎」は提出必須、「○」は該当する場合、「☆」は継続申請する方が前回と変更有る場合で必要な書類になります。

小規模修繕登録

該当する区分を選択

No.	書類の名称	新規申請		継続申請（R7・8入札参加名簿登載者）	
		法人	個人	法人	個人
1	履歴事項全部証明書（商業登記簿謄本）	― ※1	―	―	―
2	住民票抄本	―	◎	―	☆ ※3
3	課税及び納税状況に関する同意書 （市の様式「共通－２」）	◎	◎	☆ ※3	☆ ※3
4	資格等の証明書	○	○	―	―
5	建設業許可通知書	○	○	―	―
6	社会保険料納入確認書 （市の様式「共通－３」）	○ ※2	―	―	―

注意事項について

添付書類について

住民票抄本【写し可】・・・申請日前概ね３ヶ月以内に発行のもの。
課税及び納税状況に関する同意書・・　市税の課税の有無に関わらず申請者に提出を依頼しているものです。新規の方でこの書類の提出を行わない方は、大仙市の法人課税分又は個人課税分の納税証明書（申請日前概ね１ヶ月以内に発行のもの）を提出する必要があります。
資格等の証明書【写し可】・・・登録を希望する工種を行うにあたり、資格等を有する場合にはその証明書等の写しを添付すること。
建設業許可通知書【写し可】・・・建設業許可を有する場合にはその写しを添付すること。
社会保険料納入確認書【写し可】・・・申請日前概ね１ヶ月以内に発行のもので、未納がないことの証明期間が２年間であること。
納付書及び納入証明書は不可。組合管掌健康保険加入の事業所は年金事務所の証明書のほか、健康保険組合での証明書も必要となります。

※1
履歴事項全部証明書（商業登記簿謄本）については、デジタル庁が提供する法人ベース・レジストリにて確認させていただきますので、提出は不要となります。

※法人ベースレジストリとは･･･法人の名称、所在地等、法人に関し、制度横断的に多数の手続で参照されるデータからなるデータベースで、商業法人登記情報が記録されており、行政機関等がオンラインでアクセスすることができます。行政機関等がオンラインでアクセスすることができるようになることで、様々な手続において「登記事項証明書」の添付が不要となり、事業者の登記事項証明書の取得や添付の負担軽減が図られます。

※2
建設業許可を有する場合には社会保険料納入確認書の提出が必要となります。建設業許可を有していない方は提出不要です。

※3
「☆」は継続申請する方が前回と変更有る場合に提出が必要な書類となりますので、前回と変更がなければ省略可となります。